

住所以外でも通知カードを受けるところができるよ



●特別な事情で住民票の住所地以外に住んでいる方へ

次の方は、住民票を異動しなくても、現在住んでいる場所での通知カードを受け取ることができます。

- 東日本大震災被災者
- DV（ドメスティックバイオレンス）などによる被害を受けている方
- 医療機関・施設などへの長期の入院・入所が見込まれる方（住民票の住所地に誰もいない場合のみ）

希望される方は、9月25日（金）までに住民票のある市区町村に居所登録の申請をしてください。

今、使用している住基カードはどうなるの？

●住民基本台帳カード（住基カード）をお持ちの方・カード内の電子証明書を利用している方

平成28年1月以降も、住基カードや、カード内の電子証明書が有効期限内のものは、引き続き利用できます。

個人番号カードと住基カードとの重複所持はできません。個人番号カードの交付を受ける場合は、有効期間中でも住基カードの返納が必要です。

交付受付

住基カードのみ12月28日（月）まで
※電子証明書付12月22日（火）まで

●公的個人認証サービス（電子証明書）について

オンラインで申請などを行うときの本人確認の手段として、住基カード内の電子証明書を利用していらっしゃる方は、電子証明書の有効期間内は引き続きご利用いただけます。

休日窓口センターの
一部業務の休止
証明書自動交付機の停止

マイナンバー制度施行に伴うシステム改修のため、下記の業務を休止させていただきます。

と き 10月3日（土）・4日（日）

【できる業務】

住民票・税証明・印鑑証明・戸籍証明の発行、戸籍届出

【できない業務】

印鑑登録手続き（市民カードへの引換含む）、市民カードへの暗証番号登録・変更

【証明書自動交付機の利用停止】

ところ 市役所西出入口前、三谷公民館、形原公民館、西浦公民館

ご迷惑をおかけいたしますが
よろしくお願いたします。

電子証明書を利用して
e-Taxで確定申告をされる方へ

有効期限をご確認ください！

マイナンバー制度の運用が開始されてすぐに確定申告の時期がやってきます。電子証明書を利用してe-Taxで確定申告をされる方で個人番号カードの交付を考えている方は、交付申請のタイミングにご注意ください。個人番号カードを申請しても、手元に届くには時間がかかる可能性があります。

住基カード内の電子証明書が期限内の場合は、確定申告終了後に申請をしていただくと電子証明書の発行が確定申告期間に間に合わないという恐れがなく、電子証明書をより有効にお使いいただけます。

電子証明書をお持ちでない方で平成28年早々に電子証明書の発行が必要な方は、早めに個人番号カードの申請をお願いします。